

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第四項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 <u>支給単位期間につき、二万七千三百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて規則で定める額</u></p> <p>(削除)</p> <p>三 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 <u>支給単位期間につき、六万六千二百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じ</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 自動車等（四輪の自動車を除く。）の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千元</u></p> <p><u>ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千元</u></p> <p><u>ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千五百円</u></p> <p><u>ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千九百円</u></p> <p><u>ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千三百円</u></p> <p><u>ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万三千七百円</u></p> <p><u>ト 使用距離が片道三十キロメートル以上で三十五キロメートル未満である職員 一万六千五百円</u></p> <p><u>チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 一万八千五百円</u></p> <p><u>リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万九百円</u></p> <p><u>ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千八百円</u></p> <p><u>ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万二千七百円</u></p> <p><u>ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万三千六百円</u></p> <p><u>ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円</u></p> <p>三 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 <u>四輪の自動車の使用距離に応じて四万六千円を超えない範囲内で</u></p>

改正後	改正前
<p><u>て規則で定める額</u></p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第七項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）並びに第二項第二号及び第三号並びに前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則に定める場合にあってはその翌月）の規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、一箇月）をいう。</u></p> <p><u>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第五（第三条関係）</p>	<p><u>規則で定める額</u></p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）並びに前項第二号及び第三号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として規則で定める期間（自動車等）に係る通勤手当にあっては、一箇月）をいう。</u></p> <p><u>7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第五（第三条関係）</p>

改正後		改正前	
イ 行政職給料表級別基準職務表		イ 行政職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となるべき職務	職務の級	基準となるべき職務
一級	(略)	一級	(略)
二級	<u>主任</u> の職務	二級	<u>高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師</u> の職務
三級～九級	(略)	三級～九級	(略)
ロ 公安職給料表級別基準職務表		ロ 公安職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となるべき職務	職務の級	基準となるべき職務
一級～三級	(略)	一級～三級	(略)
四級	主幹、分署長、 <u>副分署長</u> 又は高度の知識若しくは経験を必要とする主査等の職務	四級	主幹、分署長_____又は高度の知識若しくは経験を必要とする主査等の職務
五級～九級	(略)	五級～九級	(略)